

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 附則 （略）</p> <p>2 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内の移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認められる住宅の用に供する一団の土地についての第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「十戸」とあるのは「五戸」と、「二十戸」とあるのは「十戸」とする。</p>	<p>1 附則 （略）</p> <p>2 自治省内部部局組織規程（昭和四十七年自治省令第七号）の一部を次のように改正する。 第三条中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。</p>